

中部運輸局自動車交通部

令和元年7月8日14時00分発表

連絡先
中部運輸局自動車交通部
自動車監査官 岡田、大石
TEL 052-952-8038

中部運輸局愛知運輸支局
輸送・監査担当 本田、岡本
TEL 052-351-5313

乗合バス事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は道路運送法違反を確認した下記事業者に対し、事業用自動車の車両使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：豊鉄バス株式会社（代表取締役 小笠原 敏彦）
住 所：愛知県豊橋市植田町字新津田38番地
営 業 所：渥美営業所（愛知県田原市保美町仲屋敷25-1）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和元年7月8日付け 10日車（1両×10日間）
処分内容：「事業用自動車の車両使用停止」及び「文書警告」

3. 法令違反の概要

当該事業者から「平成31年1月18日の点呼時にアルコール検知器による検査を実施していなかった」旨の報告が平成31年1月23日に愛知運輸支局にあったため、当該営業所（渥美営業所）を監査した結果、記4のとおり、道路運送法等、関係法令に違反する事実を確認しました。

4. 違反内容及び違反条項

- ①運行管理者に対する指導監督が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3）
- ②点呼の実施が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項）

5. 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数 1点
当該事業者の累積違反点数 1点

以上